

# 滋賀のアーカイブズ

—滋賀県立公文書館だより—

## 《県政150周年記念特集②》公文書館所蔵資料を用いた学習指導案

序章 学習指導案集に寄せて	P.2
第1章 滋賀県における文明開化 — 鉄道事始め —	P.3~4
第2章 立憲制国家の成立 — 選挙の歴史 —	P.5~6
第3章 地域の発展に尽くした人々 — 琵琶湖大水害 —	P.7~8
第4章 姉川地震を題材に想定する防災と減災	P.9~10
第5章 近代滋賀の貧困対策	P.11~12
第6章 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史	P.13~14
終章 公開授業「彦根城と膳所城の近代」を振り返って	P.15~16
【資料】掲載資料の翻刻文	P.17~19

ISSN 2435-8223



公開授業「彦根城と膳所城の近代」（県立膳所高等学校）



## 序章 学習指導案集に寄せて

大阪商業大学 宮坂朋幸

本特集号は、滋賀県立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等を活用した学習指導案集である。

### 1 本企画の概要

本紙前号 (No.12、2022年3月) に掲載された6本の学習指導案は、令和3年度『歴史公文書が語る湖国』授業活用研究会の成果であった。「県政150周年記念」を冠したこの企画は、令和4年度に引き継がれて公文書館所蔵資料授業活用研究会となった。研究会は、第1回を6月13日、第2回を8月25日、第3回を11月8日にオンラインで行った。

第2期となった本企画の特色は、以下3点である。

#### ①活用する資料範囲の拡大

第1期では、『歴史公文書が語る湖国』を手がかりとして、公文書館所蔵資料を授業で活用することが目的であった。第2期では、活用する資料の範囲を同書掲載に限定せず、同館所蔵資料全体に広げた。結果として、鉄道蒸気車駛走図 (3頁) や投票所式の図 (6頁)、石山寺観光パンフレット (14頁) 等、文字資料以外の資料も集まり、視覚に訴える指導案になった。

#### ②小学校の授業指導案の開発

第1期では、中学校、高校の歴史学習や総合学習用の指導案を開発したが、第2期では、小学校の指導案にも取り組んだ。大津市立堅田小学校の渡晋一教諭が当研究会のメンバーとなり、小学校第4学年社会科「地域の発展につくした人々」の単元で、明治29年 (1896) に起きた大水害を題材にした授業の指導案を開発した。小学生に文字資料の読解は困難と判断し、写真資料を活用したところに特徴がある。

#### ③公開研究授業、シンポジウムの実施

第1期に開発した指導案に基づいて、県下の高校で公開研究授業を実施し、その後、小・中・高校教員対象のシンポジウムを開催した。詳しくは本紙別稿 (15頁) に譲るが、保存状態が良好な特定歴史公文書や写真資料は、ICTと相性が良いことも確認された。

### 【指導案集の構成】

指導案は、下記の通り、災害・人権・政治・観光・交通の5テーマを小・中・高校に振り分けて開発した。

- 第1章 滋賀県における文明開化 (高校/交通)
- 第2章 立憲制国家の成立 (中学校/近代の政治)
- 第3章 地域の発展に尽くした人々 (小学校/災害)
- 第4章 姉川地震を題材に想定する防災と減災 (中学校/災害)
- 第5章 近代滋賀の貧困対策 (中学校/人権)
- 第6章 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史 (高校/観光)

### 2 本企画への期待

「県政150周年」が追い風となり、本企画が2期目を迎えられたのは幸いであった。委員の先生方はより熱心に教材研究にあたられ、研究会での議論も熱を帯びたものになった。教える側の熱は学ぶ側に伝達する。各資料の魅力を十分に理解した先生方の的確な導きによって、その資料ににじむ先人たちの苦闘を体験する生徒たちは、教育基本法第1条「教育の目的」で謳われる「平和的な国家及び社会の形成者」に近づいていくだろう。そんな意義を持つ本企画の、今後の継続・拡大が望まれる。

そのためにいくつか提案したい。まずは歴史資料の「加工」とweb公開である。これには歴史資料の専門家が当たるのが望ましいため、公文書館に学校支援担当を配置されたい。併せて教育委員会事務局にも歴史資料活用担当を置き、相互に連携する。幸い本県は公文書館と県教委が同じ建物内にある。この利点を最大限活用したい。そしてそこで開発された教材や指導案を、大学での教員養成や現職研修、滋賀の教師塾のカリキュラムに組み込んで、先生方が歴史資料に触れる機会を増やす。県下で「歴史」への注目が集まっている今、「歴史から学ぶ」ことについて、一歩踏み込んで考えてもらえれば幸いである。

### 【令和4年度公文書館所蔵資料授業活用研究会】

- 会長 宮坂朋幸 (大阪商業大学)
- 委員 渡晋一 (大津市立堅田小学校)
- 小林美希 (近江八幡市立八幡中学校)
- 山田鋼平 (甲賀市立水口中学校)
- 七里広志 (草津市立老上中学校)
- 山本茂雄 (滋賀県立膳所高等学校)
- 北川和樹 (滋賀県立大津高等学校)
- 事務局 久保田重幸 (滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課)
- 堀圭一郎 (滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課)
- 御厨篤志 (滋賀県教育委員会事務局高校教育課)
- 大月英雄 (滋賀県立公文書館、編集担当)



## 第1章 滋賀県における文明開化 —鉄道事始め—

滋賀県立大津高等学校 北川和樹

### 1 単元を貫く問い

・明治維新を通じて、日本はどのように変化したのだろうか。

### 2 育成したい資質・能力

・明治政府による諸政策のねらいや方針を踏まえ、社会や人々の生活にもたらされた影響・変化を多面的に考察し、表現することができる。

### 3 単元の流れ

#### 【第1次】明治維新

・戊辰戦争の展開・結果  
 ・中央集権の確立(版籍奉還・廃藩置県)  
 ・明治新政府の諸政策(地租改正・金融政策など)  
 →新政府はどのような国家づくりを目指し、江戸時代と何が変化したのか考察する。

#### 【第2次】富国強兵

・四民平等  
 ・教育・軍事制度  
 ・殖産興業  
 →新政府はどのように「富国強兵」の実現を目指し、人々はどのように反応したのか考察する。

#### 【第3次】文明開化

・欧米思想の広がり  
 ・文明開化  
 →文明開化によって、人々の考え方や生活はどのように変化したか考察する。

#### 【第4次】**【本時】** 滋賀県における文明開化—鉄道事始め—

・鉄道の役割  
 →なぜ、鉄道が必要とされたのか考察する。  
 ・滋賀県における鉄道のあゆみ  
 →明治時代に滋賀県の交通体系はどのように変化したのか考察する。

### 4 本時（4/4時間目）

主題 滋賀県における文明開化 —鉄道事始め—

#### 《本時の目標》

・鉄道の役割について公文書や絵図などの資料を活用

しながら考察し、滋賀県の交通体系の変化について文章で表現する。

#### 《本時の学習過程》

##### 【導入】

・文明開化に関連して、本日の学習内容が鉄道に関する内容であることを予告する。  
 →図1-1「鉄道蒸気車駛走図」を提示する。



1-1 鉄道蒸気車駛走図  
明治4年6月【明と1(2)】

・現在の路線図を提示し、滋賀県内でいち早く鉄道が開通した場所はどこか予想する。

##### 【展開1】

・県内でいち早く鉄道が計画された場所を確認する。  
 →図1-3「鉄道建築に付工部省達」より、「京都・大津」「米原・敦賀」「長浜・関ヶ原」といった地名や場所を確認し、白地図に記入する。  
 \*タブレット端末があれば、「今昔マップon the web」で、明治時代の地形図と現在の地形図を比較し、鉄道路線の違いを確認する。

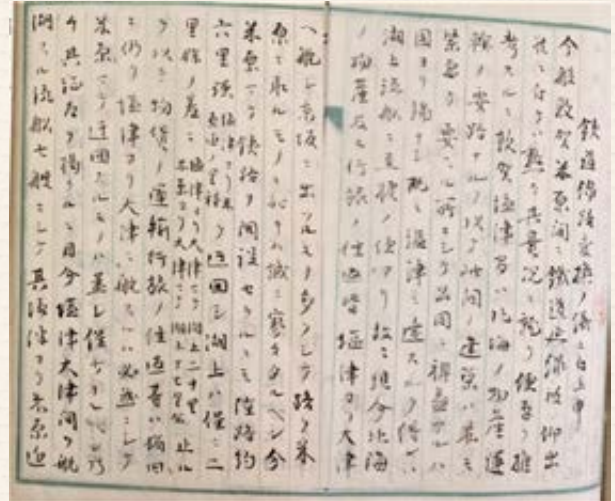


1-2 明治初期の鉄道計画線  
\*地図中の湖岸線は現在のものである





1-3 鉄道建築に付工部省達  
明治11年(1878)6月21日【明と3-4(1-1)】



1-5 鉄道線路変換の義に付上申  
明治12年11月17日【明お76-5(24)】

【問い】「なぜ、これらの地域では鉄道が必要とされたのだろうか？」

・明治時代に滋賀県で鉄道が必要とされた理由やその役割について、近世からの変化に着目しながら考察する。

→図1-4「湖岸を走る蒸気機関車」、図1-5「鉄道線路変換の義に付上申」から読み取った内容を根拠として、問いに対する自分の考えを文章でまとめる。

\*図1-4は、蒸気機関車の横に船で運ばれた米俵が積み上げられていることに着目させる。

\*図1-5は、以下の内容を中心に読み取らせる。

①敦賀-塩津間は「北海ノ物産運輸ノ要路」とされ、鉄道敷設が急がれたこと。

②米原まで鉄道を敷設するよりも、塩津から湖上汽船を活用すべきであるということ。

\*実際にはこの意見書が採用されず、敦賀-長浜-関ヶ原間で鉄道が開通したことを補足する。

・長浜-大津間は当初鉄道連絡船によって結ばれ、後に鉄道が開通したことを、図1-6「大津・長浜間鉄道線測量の件」を参考にしながら確認する。



1-6 大津・長浜間鉄道線測量の件  
明治21年1月31日【明い176(44)】



1-4 湖岸を走る蒸気機関車  
(個人蔵)

【展開2】

【問い】「明治時代に、滋賀県の交通体系はどのように変化したのだろうか？」

・水上交通から、水上・陸上交通の併用時代を経て、鉄道を中心とする陸上交通へと転換がはかられた経過や理由について論述する。

【まとめ】

・鉄道の開通によって、それまでの琵琶湖水運を中心とした交通体系が大きく変化したことを確認する。  
・東海道線の開通以降、県内各地で鉄道敷設が進んだことを確認する。



## 第2章 立憲制国家の成立—選挙の歴史—

甲賀市立水口中学校 山田鋼平

### 1 単元を貫く問い

日本における議会政治はどのように始まったのか。

### 2 育成したい資質・能力

- ・自由民権運動、大日本帝国憲法の制定などを基に、諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめ、立憲制の国家が成立して議会政治が始まったことを理解する。
- ・国民と政府の国会開設やめざした憲法の在り方の方がいなどに着目して、事象を相互に関連づけるなどして、立憲制の国家が成立して議会政治が始まったことについて多面的・多角的に考察し、表現する力を養う。

### 3 単元の流れ

#### 【第1次】士族の反乱と自由民権運動（1時間）

- ・政府内で、留守政府側と岩倉使節団が政策をめぐる対立していたことを理解する。
- ・岩倉使節団で欧米を視察した者と、留守政府をあざかった者の動きをノートにまとめる。

#### 【第2次】憲法をめぐる対立（1時間）

- ・憲法がつくられるまでの間、民意を政治にどう反映させるかをめぐり、どのような運動が起こったのかを理解する。
- ・自由民権運動がどのように展開されたかについて考え、表現する。

#### 【第3次】大日本帝国憲法の制定（1時間）

- ・大日本帝国憲法の制定過程と内容を理解する。
- ・帝国議会や地方制度の整備も進められ、近代国家としての形が整えられていった過程を考え、表現する。

#### 【第4次】**本時** 藩閥政府と民党（1時間）

- ・帝国議会のしくみを理解するとともに、公文書館所蔵資料等を参考に、第1回帝国議会議員選挙について、現在の選挙の様子と比較し、調べたことをまとめ、表現する。
- ・政府と議会が対立していた理由を考え、表現する。

### 4 本時（4/4時間目）

主題 藩閥政府と民党～初期の帝国議会における対立～  
《学習課題》

- ・初期の帝国議会には、どのような課題があったのか。

#### 《本時の目標》

- ・帝国議会のしくみを理解するとともに、公文書館所蔵資料等を参考に、第1回衆議院議員選挙について、現在の選挙の様子と比較し、調べたことをまとめ、表現する。
- ・政府と議会が対立していた理由を考え、表現する。

#### 《本時の学習過程》

##### 【導入】前時の基礎・基本的な内容を確認する。

- \*帝国議会の特徴について押さえておく。

##### 【展開1】

- ・第1回衆議院議員選挙について公文書館所蔵資料等を参考に調べ、表現する。

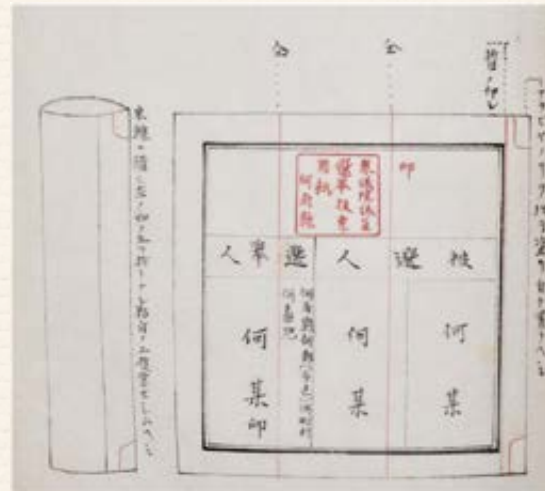
##### ○選挙権・被選挙権



2-1 衆議院議員有選挙者資格届出方県令の件  
明治23年2月14日【明い10-4(13)】

- \*どのように有権者を調べ、滋賀県は全人口の何%くらいだったのか。

##### ○投票用紙

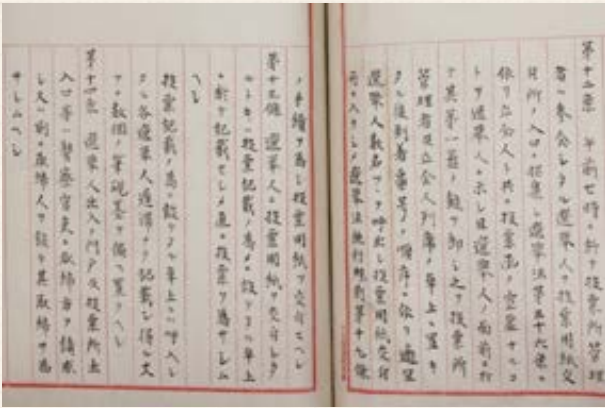


2-2 衆議院議員選挙の投票用紙  
明治23年1月17日【明き33-2(2)】

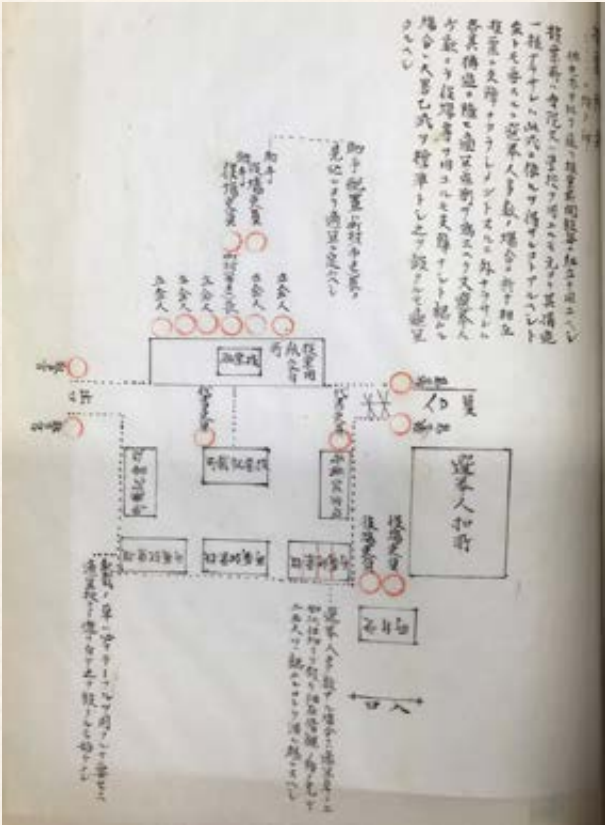
- \*現代の投票用紙との比較。



○選挙権・被選挙権



2-3 衆議院議員選挙事務取扱規則  
明治23年2月15日【明き33-2(3)】



2-4 投票所式の図  
明治23年1月17日【明き33-2(2)】

\*資料や図からの読み取り、ビゴアの風刺画と比較。

○選挙結果

選挙区	氏名	得票	所属党派
第1区 (滋賀・高島郡)	当選 杉浦重剛	1,084	大成会
	川島宇一郎	750	
	高谷光雄 等	20	
第2区 (甲賀・野洲・栗太郡)	当選 山崎友親	1,350	自由倶楽部
	城多 薫	903	
	林田騰九郎	843	
	酒井 有等	685	自由党
第3区 (犬上・愛知・神崎・蒲生郡)	当選 大東義徹	4,101	大成会
	当選 伊庭貞剛	3,085	大成会
	谷均 等	2,706	
第4区 (西浅井・東浅井・伊香・阪田郡)	当選 相馬永胤	1,755	大成会
	脇坂行三	1,276	自由党
	浅見又蔵 等	44	

2-5 第1回衆議院総選挙の結果  
『滋賀県議会史』第2巻16頁をもとに作成

\*滋賀県の選挙結果読み取り、当選者の党派確認、全国との党派の比較。

【展開2】

- ・政府と民党側が激しく対立した理由を考える。
- \*政府のねらいと民党の主張のちがいを。
- \*藩閥政府の基盤は政党を基盤にしていないこと。

【まとめ】

- ・初期の帝国議会にはどのような課題があったのか。
- 当時の内閣は政党を基盤にした内閣ではない(民意が反映されにくい)。閣僚の多くが雄藩出身者から多く構成されている藩閥政治であった点など。

《追記》

- ・4時間計画なら公文書の翻刻文と現代語訳が必要。もう1時間追加できる場合、本時の展開1で公文書館所蔵資料をグループで調査し、次の時間に発表できる状態まで進めておく。
- ・追加した【第5時】で発表活動から開始し、【展開2】【まとめ】を行う。この場合は、翻刻文からの読み解きを基本とし、必要に応じ現代語訳を使用する形で展開。当時の本物の史料により触れることができる。



### 第3章 地域の発展に尽くした人々 —琵琶湖大水害—

小学校第4学年社会科  
大津市立堅田小学校 渡晋一

#### 1 単元を貫く問い

- ・昔の人は、水害をどのように防いだのだろうか。

#### 2 育成したい資質・能力

- ・当時の世の中の課題や人々の願いなどについて見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、必要な情報を集め、読み取り、地域の発展に尽くした先人の具体的事例を理解している。（知識・技能）
- ・調べたことを年表や文などにまとめ、地域の発展に尽くした先人は、様々な苦心や努力により当時の生活の向上に貢献したことを理解している。（知識・技能）
- ・当時の世の中の課題や人々の願いなどに着目して、問いを見だし、地域の発展に尽くした先人の具体例について考え表現している。（思考・判断・表現）
- ・先人の働きと地域の発展や人々の生活の向上を関連付けて、先人が当時の地域や人々の生活の向上に貢献したことを考えて適切に表現している。（思考・判断・表現）
- ・地域の発展に尽くした先人について、学習計画を立て、予想したり、学習を振り返って見直したりして、学習問題を追及し、解決しようとしている。（主体的に学習に取り組む態度）

#### 3 単元の流れ（全10時間）

- 水があふれた琵琶湖（1時間）
  - ・瀬田の唐橋と瀬田川洗堰の写真を見て、気づいたことを出し合う。
  - ・瀬田川に堰ができた理由について予想する。
  - ・琵琶湖の水位の変化（グラフ）や壊れた橋（写真）の資料から、気づいたことを出し合う。
- 明治の大水害（1時間）
  - ・1896年に起きた「明治の大水害」について被害の様子を調べる。
- 水害を防ぐために（1時間）
  - ・水害を防ぐ取り組みについて調べる。
- 瀬田川の川ざらえをした藤本太郎兵衛（2時間）
  - ・藤本太郎兵衛が、水害を防ぐためにどのような取り組みを行ったか調べ、その願いや努力について考える。

- 田上山の砂防（1時間）
  - ・昔の田上山と現在の田上山の様子を比較する。
  - ・井上清太郎の取り組みについて調べ、願いや努力について考える。
- 2つのあらいぜき（2時間）
  - ・瀬田川洗堰を新しくつくった理由について考える。
  - ・洗堰ができて、人々の思いやくらしは、どのように変わったのか考える。
- 先人の願いを受けついで（2時間）
  - ・先人たちの願いが分かる治水の歴史を年表にまとめる。
  - ・今に生きる人々が先人の働きについてどのように思っているのか考える。

#### 4 本時（2/10時間目）

##### 《学習課題》

- ・大水害が起きた時、人々はどのような思いで生活していたのだろうか。
- ##### 《本時の目標》
- ・被害を受けた人々の思いや苦勞について考え、表現している。

##### 《本時の学習過程》

##### 【導入】

- 図3-1「蒲生郡八幡水災図面」からわかることを考える。



3-1 蒲生郡八幡町水災図面  
明治29年9月10日【明は10(29)】

- ・図面の記号をもとに、郡役所や警察署、裁判所、小学校など町内の主要建物が水没していることに気づかせる。



○明治29年9月に琵琶湖大水害が発生したことを知る。



3-2 西川口(現大津市)  
(滋賀県立図書館蔵)



3-3 石場鉄道踏切(現大津市)  
(滋賀県立図書館蔵)

- ・明治29年8月30日から9月初旬にかけて、滋賀県が豪雨に襲われ、琵琶湖が増水し、沿岸部の町村が湖水で溢れたことを理解させる。
- ・当時の写真資料を用いることで、大洪水の状況が理解できるようにする。
- ・現在も残る洪水標の写真等を用いて、増水時の水位が理解できるようにする。

【展開①】

- 琵琶湖大水害の被害について調べる。
- ・図3-4「滋賀郡水害取調表」などの資料をもとに、琵琶湖大水害の被害についてノートにまとめさせる。
- ・児童が被害状況を理解しやすいように、被害状況を簡易化した資料を準備しておく。

3-4 滋賀郡水害取調表  
明治29年9月20日【明は10(37)】

【展開②】

- 被害をうけた人々の思いや苦勞について考える。
- ・命に関わること、生活が困難になることなどから、当時の人々の思いや願いを考えさせることで、学習課題へとつなげる。

【まとめ】

- 学習課題に対する自分の考えや、振り返り、今後の学習で追及したい課題について記入する。

《本単元の工夫点・配慮点等》

本単元では、明治29年に起きた琵琶湖大水害について取り上げる。資料をもとに、当時の被害の大きさから人々の思いを考えさせ、その願いを実現したのは誰で、何をしたのかなどの疑問をもてるようする。

人々の願いを実現するために治水に取り組んだ藤本太郎兵衛や井上清太郎を取り上げ、様々な苦心や努力により、当時の人々の生活の向上が図られたこと、現在まで繋がる地域の発展に大きく貢献したことを理解できるようにする。また、年表などにまとめる活動を取り入れ、時間の経過に沿って整理することで、当時の苦勞や努力についての理解を深められるようにする。

単に地域の歴史的事象を理解することだけに終わらず、児童らが地域を知り、地域社会に住む一員として、自分自身の生き方を見つめ直す良い機会としたい。

《参考文献》

- ・小学校社会科副読本『わたしたちの大津 第18版改訂版②』（大津市教育委員会、2022年）



## 第4章 姉川地震を題材に想定する 防災と減災

草津市立老上中学校 七里広志

### 1 単元を貫く問い

- ・自然災害に対して、日頃からどのような備えをしておくべきですか。

### 2 育成したい資質・能力

- ・日本の自然地形の成り立ちや気候のちがいを、自然災害との関連について理解する。
- ・自然災害が発生した時にどう行動するべきかを史料やハザードマップ等を読み取り、参考にして想定する。
- ・自然災害が発生した時に、自分の身を守った上で他者と協力しようとする態度を養う。

### 3 単元の流れ

【第1次】世界の地形と地震

【第2次】日本の山地と山脈

【第3次】地形と人々の暮らし

【第4次】日本の海

【第5次】日本の気候

【第6次】日本のさまざまな災害

- ・日本でおこる災害はどんなものがありますか。
- ・滋賀県では、どの災害が起こりうるのでしょうか。

【第7次】防災と減災に向けて

- ・滋賀県で想定される危険性の高い地震は、どのようなものがありますか。
- ・下校時に地震にあったらどのような行動をとりますか。
- ・日頃からどのようなことを備えておくべきですか。
- ・学んだことを台形チャートに書き込む。

【第8次】【本時】 滋賀県の震災から

- ・姉川地震とは、どのような震災だったのでしょうか。
- ・姉川地震の記録から、当時の人たちのどのような行動が読み取れますか。
- ・日頃からどのようなことを備えておくべきですか。

### 4 本時（8/8時間目）

主題 滋賀県の震災から

《本時の目標》

- ・姉川地震とは、どのような震災だったのか理解する。
- ・姉川地震の記録から、当時の人たちはどのような行動

をとったのかを読み取り、自助・共助・公助に分類する。

- ・第6時以降学んだ自然災害について、日頃からどのような備えをしておくべきか、自分の意見を論述する。

《本時の学習過程》

【展開1】自助、共助、公助について理解する。

- ・教科書に記載の内容をもとに、自助、共助、公助の概念について説明する。

【展開2】姉川地震について理解する。

【問い】「姉川地震とは、どのような震災だったのでしょうか？」

○スライドなどを活用して姉川地震について説明する。

- ・1909年（明治42）8月14日午後3時半ごろ発生。
- ・地震の中心は、長浜市と米原市の境界にある山脈。（震源地や被害の大きかった湖北地域の地図を示す）
- ・M6.8。
- ・死者35人、負傷者643人。
- ・全半壊した家屋は3300戸を超える。
- ・被害の状況や写真などを示せるのが望ましい。
- ・姉川地震については以下のwebページがくわしい。  
「発見地球号～滋賀の大地～」

<http://uenosato.net/daichi/index.html>

【展開3】姉川地震時の人々の行動を読み解く。

【問い】「姉川地震の記録から、当時の人たちはどのような行動をとったのでしょうか？」

- ・姉川地震は100年以上も前の地震ではあるが、滋賀県の公文書館に関連する文書がたくさん残っていて、その文書から当時の人々の様子や行動が読み取れることを伝える。
- ・対象とする5つの文書

①坂田郡震災記録

明治43年8月31日【明ふ158-3（5）】

②震災記録（東浅井郡）

明治43年頃【明ふ162-1（17）】

③震災に関し美事善行者四報

明治42年9月23日【明ふ167-2（18）】

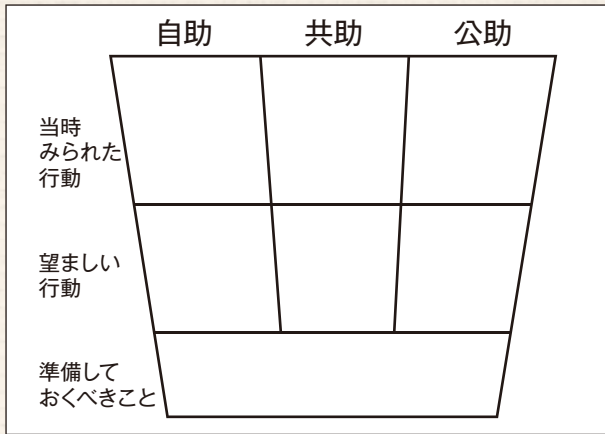
④臨時救療所設置規程

明治42年8月27日【明ふ158-3（5）】

⑤罹災者救恤に付き金員下賜の件

明治42年8月21日【明え112（227）】



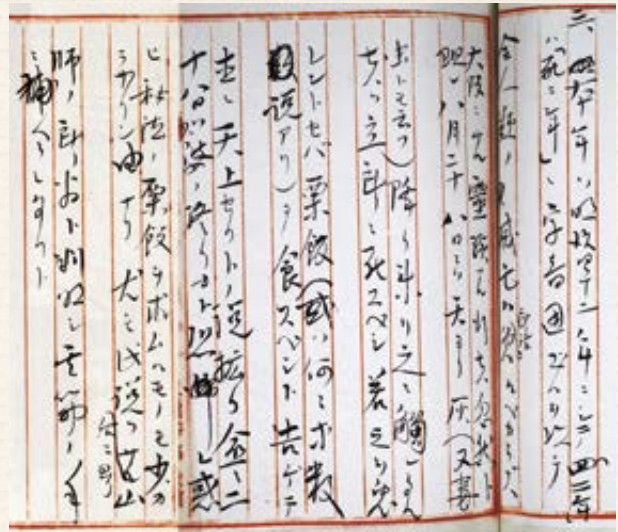


4-1 ワークシートの台形チャート

- ・5つの文書は、「原文の写真」、「翻刻文」、「常用漢字や現代仮名遣いによる読み下し文」、「現代語訳」を準備しておくのが望ましい（巻末資料として一部掲載、『歴史公文書が語る湖国』pp.120-121参照）。これらをタブレットで自由に閲覧できるようにしておく。
- ・姉川地震に関する5つの文書をタブレットで読ませ、ワークシートの台形チャートに「自助」、「共助」、「公助」に分けて、「当時見られた行動」と、こうするべきだという「望ましい行動」に分類して書かせる。当時すでに「望ましい行動」をしていた場合は、「当時見られた行動」が「望ましい行動」と重なる場合も出てくる。
- ・生徒を5つのグループに分け、1人につき1つの文書を担当する。各文書を調べた生徒から別グループを構成し、文書の読み取りを報告させる（ジグソー法）。
- ・各生徒が読み取り作業の対象とするのは、5つの文書のうちどれか1つでかまわないが、余裕がある生徒は、複数の文書を参考にしたい。



4-2 震災に関し美事善行者四報 (3)  
明治42年9月23日【明ふ167-2(18)】



4-3 震災記録(東浅井郡) (2)  
明治42年8月27日【明ふ158-3(5)】

- ・各自が読み取ったことを黒板に書かせるか、タブレットの共同編集機能で書かせる。何人かの生徒に発表させて、共有させる。
- ・各生徒が全ての資料に触れるわけではないので、各資料について調べた生徒から、「どのような資料だったか」「どのような感想を持ったか」について話させ、交流させる。
- ・姉川地震から読み取れるあるべき「自助」「共助」「公助」について確認する。

【展開4】自然災害が発生した時の態度を養う。

【問い】「自然災害について、日頃からどのようなことを備えておくべきですか？」

- ・第7時にまとめたことと、ワークシートの台形チャートに挙げた具体例や「望ましい行動」の箇所を参考にし、自然災害の発生に向けて、日頃からどのようなことを備えておくべきか、まとめの論述をさせる。
- ・早くできた生徒の論述を発表させる。

【生徒論述例】

姉川地震の時には、共助として臨時診療所が設置されたり、杉本医師が無償で診察して回ったりしている。被災時にこうした協力体制が取れるように、日頃から準備しておきたい。

また、地震に対して人々が恐れおののいて夜になっても家屋に入れなかったことや、地震の後にデマが流れたこと等から、日頃から訓練を重ね、地震が起こっても対応できるように自助の準備しておきたい。



## 第5章 近代滋賀の貧困対策

近江八幡市立八幡中学校 小林美希

### 1 単元を貫く問い

- ・日本国憲法において人権保障が大切にされているのはなぜだろうか。

### 2 育成したい資質・能力

- ・対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、対話的な活動を通じ、日本国憲法において人権保障が大切にされている理由について多面的・多角的に考察し、表現できる。

### 3 単元の流れ

【第1次】平等権① 共生社会を目指して

【第2次】平等権② 共生社会を目指して

【第3次】自由権 自由に生きる権利

【第4次】社会権① 豊かに生きる権利

【第5次】本時 社会権② 豊かに生きる権利

- ・社会権が保障された理由を、歴史の流れから説明する。
- ・当時の社会事業の内容の変遷を資料から読み取り、日本国憲法で認められている社会権との違いをまとめる。
- ・「健康で文化的な最低限度の生活」を送るには、どのようなものが必要だろうか。

【第6次】人権を確実に保障するための権利

【第7次】「公共の福祉」と国民の義務

### 4 本時（5/7時間目）

主題 社会事業のはじまり-近代滋賀の貧困対策-

《本時の目標》

- ・社会権が保障された理由を、歴史の流れから説明する。
- ・当時の社会事業の内容の変遷を資料から読み取り、日本国憲法で認められている社会権との違いをまとめる。
- ・「健康で文化的な最低限度の生活」を送るには、どのようなものが必要だろうか。

《本時の学習過程》

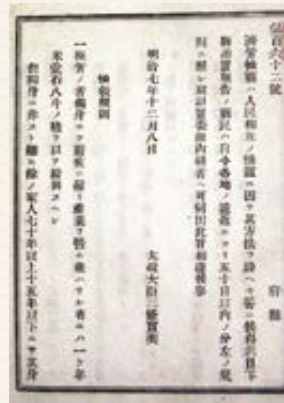
【展開1】社会権が保障された過程や日本国憲法における社会権についてまとめる。

- ・前時の学習から、自由権との関係をふまえて説明しましょう。
- ・日本国憲法で保障されている社会権はどのような種類がありますか。

【展開2】明治から大正にかけての政府のあり方と人々の生活の様子を知る。

【問い】「社会権が保障されていない時代は、人々は人間らしい暮らしであったでしょうか？」

- ・「恤救規則」とその現代語訳を提示し、窮民（貧困に苦しんでいる人びと）に対してどのような助けがあったか、まず現代語訳から読み取り、それに該当する部分を資料の中から見つける。
- ・「人民相互の情誼」（人びと相互の人情）とはどのようなことか、また、それによって人間らしい暮らしができるようになるだろうかを考えさせる。



**現代語訳 恤救規則**  
 第百六十二号 府県  
 窮民救助は、人びと相互の人情によってその方法を設けるべきだが、今すぐに放っておけない身寄りのない窮民は、今後各地の遠近により五十日を限度として、左の規則に照らして取り計らい置き、詳しく内務省に伺い出なさい。この旨通知しておく。  
 明治七年十二月八日 太政大臣 三条実美 (…)

5-1 恤救規則 明治7年12月8日  
 【明あ98(120)】

○生徒の記述

①「人民相互の情誼」とは？

- ・お互いに助け合おうとする精神。
- ・お互いに思いやること。

②「人民相互の情誼」で人間らしい暮らしができるか？

- ・思いやりなどの気持ちだけでは食事や住居を用意しきれない。
- ・心は救えるが命までは救えない。

\*ウィリアム・メレル・ヴォーリズが開設した近江療養院（現ヴォーリズ記念病院）を紹介し、社会事業が民間有志の手で支えられていたことを伝える。



5.2 近江療養院  
 (滋賀県立図書館蔵)



○「貧困者の実態に関する下問奉答書」現代語訳を提示し、貧しい人々の暮らしぶりを衣食住から読み取る。



5-3 貧困者の実態に関する下問奉答書  
大正5年6月【明え266-3(1)】

**【現代語訳】 貧困者の実態に関する下問奉答書**  
(前略)

一、衣食住の状態

住居は概ね狭く汚い小屋で、その多くは藁で屋根をふき、屋内の構造は土間に藁またはもみ殻を置き、これにゴザあるいはムシロを敷く者がいる。床を設けている者がいても、古畳、ムシロのようなものを敷くにとどまっている。家屋の大きさは様々だが、その大きなものでも、六畳二室を超えるのは珍しい。建具(障子など)を備える者でも、修理を施さない者は非常に多い。要するに、住居は辛うじて雨露をしのぐだけというほかない。(…)

\*それぞれが衣食住について読み取る授業と、班ごとに衣食住の読み取りを行い、ジグソー法で共有を行う授業を行った。

・お互いの手助けだけでは人間らしい豊かな生活を送ることができないため、国による保障が重要であることをおさえる。

**【展開3】 生存権について考えよう**

**【問い】** 「自分にとってなくてはならないものを、健康と文化的2つの視点で考えよう」

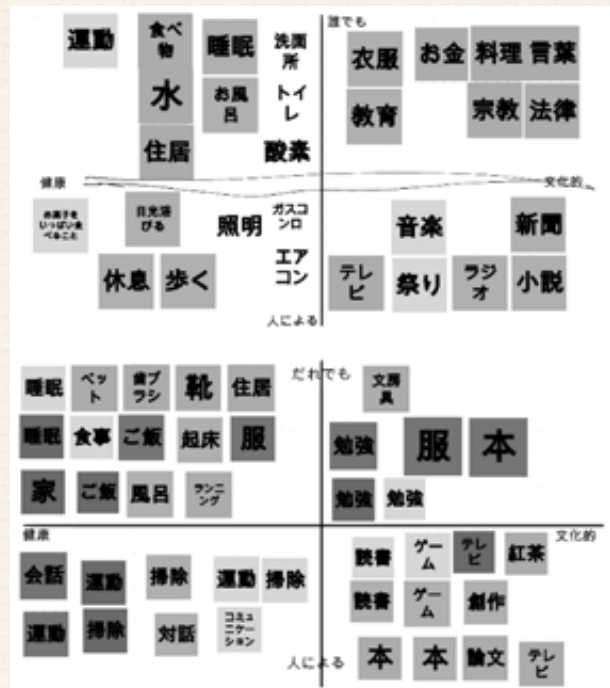
・タブレットを使った協働作業1

→班で1つのGoogle Jam boardを使用し、付箋機能で自分に必要なものを張り付けていく。

**【問い】** 「効率と公正の観点をふまえ、誰にとっても共通のものや立場や状況によって違うものに分けてみよう」

・タブレットを使った協働作業2

→健康、文化的で張り付けた付箋を、さらに誰にとっても必要か、人による(立場や状況で異なる)のかを分類していく。



5-4 生徒たちの作業例

**【問い】** 「みなさんが分類したものの中で、図5-3「貧困者の実態に関する下問奉答書」にも記されているものはありますか？」

- ・住居、衣服、食事は記されているが、文化的なものはないことをおさえる。
- ・日本国憲法では、健康面だけでなく、文化的なものも最低限度の生活には必要であるとされ、保障されていることをおさえる。

**【まとめ】** なぜ生存権が特に大切なのでしょう？

- ・働けずに収入がなくなると、人間として最低限度の生活さえ営めなくなるから。

**【公文書館所蔵資料を利用した生徒の意見】**

- ・資料を読み解くのは難しかったが、今までとても遠い存在だと思っていた歴史がより身近に感じられて良かった。
- ・用語だけ覚えていたものも、実際に資料を見て学習することでより印象が強くなった。
- ・昔の写真(近江療養院)を見て、今あるものと結びつけることができた時はうれしかった。
- ・他のウェブサイトなどで他人が解釈したものでなく、自分で本物の文書を見ることで、自分で自分の解釈をすることができたので良かった。



## 第6章 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

滋賀県立膳所高等学校 山本茂雄

### 1 単元を貫く問い

- ・「観光地」とは何か。
- ・名所・史跡の観光活用をどのように実施していくべきか。

### 2 育成したい資質・能力

- ・過去・現代の日本で起きた・起きている事象について関心を持ち、なぜそのようなことが起こったかについて、前後関係や社会背景などを合理的・論理的に理解し、自分の意見を持つことができる。
- ・史資料をもとにして、歴史的事象に対して多面的な考察をする力を養う。

### 3 単元の流れ

#### 【第1次】大衆化の文化（1時間目）

- ・1920年代後半における日本の大衆文化の広がりについて基礎的知識理解、教科書・資料集を使用。
- ☆関西私鉄によるレジャー開発。
- 神戸周辺地域の開発について理解。
- \*政友会による交通機関の整備などの積極政策についても復習する。

#### 【第2次】滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

##### 《主題》

- ・近代滋賀の観光地開発はどのようにすすめられたのか。
- ・名所・史跡の観光活用に対して、「歴史」はどのような役割を果たせるか。
- ・滋賀県における名所・史跡の観光地開発をどのようにすすめていくべきか。

### 4 本時（2/2時間目）

主題 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

#### 《本時の目標》

- ・多面的に歴史的事象を考察できる力を身につける。
- ・歴史的事象を現代的課題として捉えようとする姿勢を養う。
- ・名所・史跡の歴史的価値の保存、住民の住環境、観光産業の振興による経済的利益の共存をどのように成立させるか、観光地のあり方について考える。

#### 《本時の学習過程》

【導入】本時の内容説明

【問い①】「大津の観光地として思いつく場所はどのようなところがあるか？」

→琵琶湖・石山寺・比叡山延暦寺など。

【問い②】「今あがった場所はいかにして『観光地』へとなったのか？」



6-1 「滋賀県風光調査報告」  
大正4年4月日【大て11-1(3)】

→景観の美しさ・交通手段・宿泊施設・観光情報など。

\*観光地に必要な要素について考える。

【展開1】大正期以降の石山寺の観光活用

・大正期以降の石山地域が近代的な「観光地」になる過程を理解する。

【問い】「柴林宗太郎は、石山地域の観光振興のために何が必要だと述べているか？」



6-2 琵琶湖遊覧設備に対する私見  
大正13年6月10日【大お1-3(6)】

→鉄道・汽船の整備、運動場の設置など

\*図6-1「滋賀県風光調査報告」との違いにも着目させ、柴林の提案には、景観の美しさといった観点が欠落している点に気付かせる。

【問い】『石山寺観光パンフレット』からどのようなことがわかるだろうか？」





6-3 石山寺観光パンフレット  
昭和初期【昭せ52(28)】

→左端「大阪駅」「奈良駅」に注目させ、京阪神地域からの鉄道による集客が企図されていたことを読解させる。

\*石山には、当時有名であった料理屋兼旅館があったことにもふれる。

【展開2】観光開発とその問題点

①観光開発と名所・史跡の保存

【問い】「観光開発によってどのような問題が発生したのだろうか？」

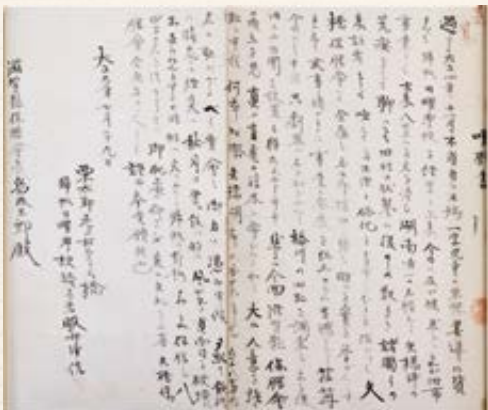


6-4 保勝会保存会等の指導に関する件  
大正10年5月23日【大せ34(8)】

→地域経済の活性化を重視するあまり、史跡保存本来の目的が見失われている状況を読解する。

②近代化と名所・史跡の保存

【問い】「近代化によって名所にどのような問題が発生したのだろうか？」



6-5 矢橋保勝会 服部浄信嘆願書  
大正9年7月29日【大せ35(8)】

→汽車・汽船の煙や鉄橋が景観を損ねている状況を読解する。

【問い】「景観保存のために湖南勝区が設定されたが、どのような問題が発生したのだろうか？」



6-6 湖南勝区縮小に付請願書  
大正15年7月15日【明せ106(1)】

→工業開発を名所・史跡保存より優先すべき旨の建議書であることを読解する。

\*昭和3年9月に湖南勝区の一部が指定解除になることを説明する。

【まとめ】名所・史跡の観光地活用をどうするべきか。

【問い①】「近代における滋賀県の観光開発はどのようにすすめられたのか？」

→生徒に考えをまとめさせる。

\*学習内容のまとめ

【問い②】「現代社会において名所・史跡の観光活用はどのようにすすめられるべきか？また、そのときに『歴史』はどのような役割が果たせるか？」

→生徒に考えをまとめさせる。

\*近代における名所・史跡の観光活用の功罪をふまえ、現代における名所・史跡の観光活用のすすめ方についてどのような点に留意すべきか、考察させる。

\*2015年の日本遺産制度（石山寺や延暦寺などは「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」として登録されている）、2019年4月施行の改正文化財保護法およびそれをうけて設定された「滋賀県文化財保存活用大綱」など、文化財の観光資源として活用しようとする動きが活発化していることを説明する。

《参考文献》

- ・「特集 観光産業・まちづくりと歴史学」  
（『日本史研究』717号、2022年）



**終章 公開授業「彦根城と膳所城の近代」  
を振り返って  
—生徒・教員アンケート結果より—  
滋賀県教育委員会 久保田重幸**

令和4年（2022）10月、滋賀県立膳所高等学校において、公文書館所蔵資料活用公開授業およびシンポジウムが実施された。本章では、公開授業の成果と課題について、授業後に実施された生徒および教員アンケート結果をもとに、振り返りたい。

## 1 企画の概要について

まず、企画の概要については、以下の通りであった。

名称：公文書館所蔵資料授業活用研究会

第1回公開授業およびシンポジウム

日時：令和4年10月5日（水）13:20～15:20

会場：滋賀県立膳所高等学校視聴覚室

主催：滋賀県立公文書館、滋賀県教育委員会

参加：県内の高等学校・中学校教員ら45名

内容：

【公開授業】13:20～14:10

単元・内容：富国強兵と文明開化「彦根城と膳所城の近代」（「歴史総合」1年9組）

授業者：山本茂雄（県立膳所高等学校）

【シンポジウム】14:20～15:20

テーマ：歴史学習等における公文書館所蔵資料の活用について

登壇者：宮坂朋幸（大阪商業大学）

山本茂雄（県立膳所高等学校）

七里広志（草津市立老上中学校）

大月英雄（県立公文書館）

司会：武原正樹（高校教育課）



7-1 公開授業で公文書館資料を説明する山本教諭



7-2 シンポジウムの様子

## 2 生徒のアンケート結果から

次に、授業後の生徒アンケート結果については、16ページの表の通りとなった。

問1では、公文書館の認知度について尋ねたが、残念ながら95%の生徒が「初めて知った」とのことであった。その一方、問2「公文書館所蔵資料を用いたことで、「滋賀県」に興味をもつことができた」の肯定的回答（1と2の合計）は89%、問3「公文書館所蔵資料を用いたことで、今回の学習に興味をもつことができた」の肯定的回答は95%と、それぞれ高い数値となった。また、生徒の記述式回答の中には、以下の内容がみられた。

- ・滋賀県と国や、郡の間でも文書の交換や交流があったという実感が湧き、面白かった。
- ・授業で扱う歴史的資料の現物の写真が見れて、興味がより湧く。
- ・読み取りを楽しみながら授業に取り組めた。
- ・実際の歴史だという事がわかりやすい点（が良かった）。
- ・実際の資料をみることで、教科書に書いてあるだけでは読み取れないようなことも伝わってきた。

公文書館所蔵資料という「リアリティ」が生徒の歴史に対する「実感」を呼び起こし、一定の生徒の興味・関心やわかりやすさを促していることがわかる。ただ、問4「公文書館所蔵資料は、わかりやすかった」では否定的回答（3と4の合計）が33%みられた。生徒の記述式回答によると、以下の内容がみられた。

- ・言葉が難しく何が書いてあるのか分からなかった。
- ・資料だけ見ても内容の理解が難しい。
- ・読みにくいため物事の概要しか読み取ることができない。
- ・だいたいの要約が日本語でまとめられた資料があれば欲しい。それでより理解を深めることができると思う。



本授業では、生徒に、公文書館所蔵資料の写真資料と翻刻文が提示されたが、読みにくさ、わかりにくさを感じる生徒も少なくなかった。今後は、資料の読み方に関する指導、現代語訳の提示、1授業時間に取り扱う資料の精選について検討する必要がある。

### 3 教員アンケート結果から

一方、参観教員アンケートの主な記述式回答は、以下の通りであった。

- ・日頃の授業から史資料に触れさせて読解させたり、歴史について生徒の興味を刺激する取り組みを重ねてこられた成果であると感じました。公文書館所蔵資料は高校生には難しすぎるのではと考えておりましたが、教師側の工夫でいかようにも活用できるのだと実感しました。
- ・実物の史料の写真を見て、自分で史料を解読し、生徒が歴史を味わっているようにみえました。
- ・知識の習得が目標ではなく、知識を生かして思考し学ぶ授業の面白さを見せていただきました。
- ・公文書にある漢文中心の記載を読み解く力やそれができる環境づくりができれば、そこから「深い学び」に繋がっていくと感じた。
- ・深く読み解く時間や、文化財が保存されるべきか考える時間がさらに確保されたら、生徒たちがどのような考えを持つのか、気になりました。
- ・公文書館資料は行政の立場から作成された資料が多いので、行政以外の立場から記された資料も活用できると生徒の「多面的・多角的な考察」を促すことができる。

回答によると、公文書館所蔵資料の授業活用が「知識を生かして思考し学ぶ授業」や、今年度より高校で進行している学習指導要領改訂の趣旨「主体的・対話的で深い学び」に通じる、との意見がみられた。一方、考える時間を適切に確保することや、行政資料以外の資料を用いることで多面的・多角的な考察を促せることを指摘する意見もみられた。

### 表 授業後の生徒アンケート結果 (37名対象)

問1 今回の学習を通して、「滋賀県立公文書館」について初めて知った。

1	2	3	4
31 (84)	4 (11)	0 (0)	2 (5)

問2 公文書館所蔵資料を用いたことで、「滋賀県」に興味をもつことができた。

1	2	3	4
9 (24)	24 (65)	3 (8)	1 (3)

問3 公文書館所蔵資料を用いたことで、今回の学習に興味をもつことができた。

1	2	3	4
20 (54)	15 (41)	2 (5)	0 (0)

問4 公文書館所蔵資料は、わかりやすかった。

1	2	3	4
9 (24)	16 (43)	10 (27)	2 (6)

問5 今後も、学習で公文書館所蔵資料を使っていきたい。

1	2	3	4
10 (27)	17 (46)	8 (22)	2 (5)

※ 表中上段の数字は、いずれも以下の項目となる。

- 1 そう思う・当てはまる
- 2 どちらかといえばそう思う・当てはまる
- 3 どちらかといえばそう思わない・当てはまらない
- 4 そう思わない・当てはまらない

※ 表中下段の数字は「人数」を、括弧内の数字は「%」をそれぞれ表している。

### 3 まとめ

最後に『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』では、「文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館の調査・見学などを取り入れることで、実物や複製品などの資料と接して、具体的に多様な情報を得て歴史の考察を深めさせることができる」(p.188)ことが明記されている。本授業は、まさにその仮説を具現化した実践であり、「具体的に多様な情報」を用いて、生徒一人ひとりに「歴史の考察を深めさせることができる」公開授業となったといえる。

なお、中学校における公開授業については、令和5年2月に近江八幡市立八幡中学校で実施した。



《資料》掲載資料の翻刻文

【1-3】 鉄道建築に付工部省達 【明と3-4 (1)】

滋賀県

今般京都府下ヨリ其県下大津迄鉄道建築致候条、鉄道局ヨリ及照会候義モ可有之ニ付、諸事不都合無之様可取計、此旨相達候事

明治十一年六月廿一日

工部省御用取扱

参議伊藤博文

滋賀県

今般其県下米原ヨリ敦賀ノ間ニ於テ鉄道致建築候ニ付、鉄道局ヨリ照会ノ儀モ有之候ハ、不都合無之様可取計、此旨相達候事

明治十二年十月十日

工部卿山田顕義

滋賀県

今般長浜ヨリ北陸道ニ沿ヒ関ヶ原迄鉄道布設可相成ニ付テハ、右線路ニ係ル地所買取及伐木其他ノ義口鉄道局ヨリ及協議候ハ、諸事宜ク可取計、此段相達候事

明治十五年五月五日

工部卿佐々木高行

【1-5】 鉄道線路交換の義に付上申 【明お76-5 (24)】

今般敦賀米原間ニ鉄道延線被 仰出候ニ付テハ熟々其実況ニ就テ便否ヲ推考スルニ敦賀塩津間ハ北海ノ物産運輸ノ要路ナルヲ以テ此間ノ建築ハ最モ緊急ヲ要スル所ニシテ公同ニ裨益アルハ固ヨリ論ナシ、既ニ塩津ニ達スルヲ得レハ湖上汽船ニ至捷ノ便アリ、故ニ現今北海ノ物産及ヒ行旅ノ往返皆塩津ヨリ大津へ航シ京坂ニ出ツルモノ多クシテ路ヲ米原ニ取ルモノ、如キハ誠ニ寥々タルベシ、今米原マテ鐵路ヲ開設セラル、モ陸路約六里強（塩津ヨリ米原迄ノ里程）ヲ迂回シ湖上ハ僅ニ二里余ノ差ニ（塩津ヨリ大津マテ湖上二十里米原ヨリ大津マテ湖上十七里余）止ルヲ以テ物貨ノ運輸行旅ノ往返等ハ猶旧ニ仍リ塩津ヨリ大津ニ航スルハ必然ニシテ米原マテ迂回スルモノハ蓋シ僅少ナルベシ、乃チ其証左ヲ掲クルニ目今塩津大津間ヲ航湖スル汽船七艘ニシテ其塩津ヨリ米原迄（…）

【1-6】 大津・長浜間鉄道線路測量の件

【明い176-1 (44)】

今般大津長浜間鉄道線路測量ニ付、竹木伐採等ノ義

モ可有之旨ヲ以沿道各村へ通達方神戸鉄道局飯田技師ヨリ照会有之候間、左ノ趣郡役所へ達セラレ度、此段相伺候也

按

達第二十四号 各通

滋賀郡役所

栗太野洲郡役所

蒲生郡役所

神崎愛知郡役所

犬上郡役所

阪田東浅井郡役所

今般大津長浜間鉄道線路測量可相成ニ付、木竹ノ伐採ヲ要スル義モ可有之旨、其筋ヨリ通牒有之候条、此旨沿線町村へ通達スヘシ

但伐採木竹ノ内、官有ニ属スルモノハ売却処分濟報告スヘシ、其民有ニ係ル分ハ所有者ヨリ手当料取調書ヲ徴シ、当否ノ調査ヲ遂ケ進達スヘシ、尤道路並木及堤塘ノ官有柵竹ニ係ル売却其他ノ処分方ハ、本年県令第一号ニ準スヘキモノトス

明治二十一年一月三十一日

知事代理

【2-1】 衆議院議員有選挙者資格届出方県令の件

【明い10-4 (13)】

衆議院議員選挙法ニ依リ選挙権ヲ有スル者ハ投票管理ノ町村長ニ於テ之ヲ調査シ人名簿へ登載スヘキ義ニ候得共、其要件ハ法第六条及第十四条乃至第十六条ノ規定ニ依リ十有二個ニシテ其調査ハ実ニ容易ナラスト存候ニ付テハ、各有権者ヨリ其資格ヲ届出サシメ之レニ就キ判定登載セシメ候得ハ其手数ヲ減スルノミナス、亦以テ正確ノ調査ヲ為シ得ヘクト存候ニ付、左ノ通県令相成可然哉、尤法律上別ニ明文無之候得共、該法ヲ執行スルニ就テハ止ムヲ得サル義ニシテ法律ニ抵触セサル以上ハ官制上有効ノモノト存候ニ付、此旨相伺候也

【2-3】 衆議院議員選挙事務取扱規則

【明き33-2 (3)】

（前略）

第十二条 午前七時ニ於テ投票所管理者ハ参会シタル選挙人ヲ投票用紙交付所ノ入口ニ招集シ選挙法第三十六条ニ依リ立会人ト共ニ投票函ノ空虚ナルコトヲ投票人ニ示シ且選挙人ノ面前ニ於テ其第一蓋ノ



錠ヲ卸シ之ヲ投票所管理者及立会人列席ノ卓上ニ置キタル後到着番号ノ順序ニ依リ適宜選挙人数名ツ、ヲ呼出シ投票用紙交付所ニ入ラシメ選挙法施行規則第十九条ノ手續ヲ為シ投票用紙ヲ交付スヘシ

第十三条 選挙人ニ投票用紙ヲ交付シタルトキハ投票記載ノ為メニ設ケタル卓上ニ於テ記載セシメ直ニ投票ヲ為サシムヘシ

投票記載ノ為ニ設ケタル卓上ニハ呼入レタル各選挙人遅滞ナク記載シ得ル丈ケニ数個ノ筆硯墨ヲ備ヘ置クヘシ

第十四条 選挙人出入ノ門戸及投票所出入口等ハ警察官吏ニ取締方ヲ請求シ又ハ別ニ取締人ヲ設ケ其取締ヲ為サシムヘシ (…)

#### 【2-4】投票所式の図 【明き33-2 (2)】

……ハ埒ノ印

但丸太ヲ以テ造リ投票所開設毎ニ組立テ用ユヘシ投票所ハ寺院又ハ学校ヲ用ユルモ、元ヨリ其構造一様ナラサレハ、此式ニ依ルヲ得サルコトアルヘシト雖トモ、要スルニ選挙人多数ノ場合ニ於テ相互投票ニ支障ナカラシメントスルニ外ナラサレハ、各構造ニ随ヒ適宜區別ヲ為スヘク、又選挙人少数ニテ役場等ヲ用ユルモ支障ナシト認ムル場合ハ大略乙式ヲ標準トシ、之ヲ設クルモ適宜タルヘシ

助手配置ハ町村 (市区) 長ノ見込ニヨリ適宜ニ定ムヘシ選挙人多数アル場合ニハ適宜卓上如此仕切りヲ設ケ、相互傍観ノ防ニ充テニ三人ツ、認ムルコトヲ得ル様ニスヘシ

記載ノ卓ハ必ステーフルヲ用フルヲ要セス、適宜板ニテ造リ付ケ之ヲ設クルモ妨ケナシ

#### 【4-2】震災に関し美事善行者四報 【明ふ167-2 (18)】

発第四六四号

今回ノ震災ニ関シ義捐等ニ対スル美事善行ト認メラル、モノ、有無取調方御照会相成リ左ニ御答申上候間、御了知相成度、此段及御回答候也

明治四十二年九月廿三日

千本村長大堀幸太郎 印

犬上郡長武田豊蔵殿

#### 【4-3】震災記録 (東浅井郡) 【明ふ158-3 (5)】

三、本年ハ明治四十二年ニシテ「四二年」ハ「死二年」ニ字音通ズルヲ以テ全人類ノ滅亡ハ所詮免ルベカラズ、大阪ニサル靈験アル行者忽然ト現レ、八月二十八日ニハ天ヨリ灰 (又毒虫トモ云フ) 降り来リ、之ニ触レタル者ハ立所ニ死スベシ、若之ヲ免レントセバ栗飯 (或ハ何々等数説説アリ) ヲ食スベシト告ゲテ直ニ天上セリトノ説抔リ、愈々二十八日ハ娑婆ノ終リカト恐レ惑ヒ秘法ノ栗飯ヲ求ムルモノモ少カラザリシ由ナリ、尤モ此説ハ后ニ至リサル山師ノ所為ト判明シ、其筋ノ手ニ捕ヘラレタリト (…)

#### 【5-1】恤救規則 【明あ98 (120)】

第百六十二号

府県

清貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共、目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分、左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出、此旨相達候事

明治七年十二月八日

太政大臣三条実美

恤救規則

一極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身 (…)

#### 【5-3】貧困者の実態に関する下問奉答書

【明え266-3 (1)】

大正四年十二月末現在ニ就キ之ヲ觀ルニ県下ニ於ケル貧民ハ二千七十九戸、八千四十三人 (内男三千八百五十四人、女四千百八十九人) ニシテ本県総戸口ニ比シ戸数ニ於テハ一分五厘余ニ当リ人口ニ在リテハ一分一厘余ヲ占ム、而シテ貧民ノ戸口ハ時ニ消長アリト雖、大体ニ於テハ増加ノ傾向ヲ認メス、今其ノ状態ヲ各項ニ分チ記述スレハ左ノ如シ

一、衣食住ノ状態

住居ハ概ネ陋穢ナル小屋ニシテ、其ノ多クハ藁ヲ以テ屋根ヲ葺キ、屋内ノ構造ハ土間ニ藁又ハ粗穀ヲ置キ、之ニ蔭或ハ藁ヲ敷クモノアリ、床ヲ設クルモノニアリテモ古畳、藁ノ類ヲ敷クニ止マル、家屋ノ大キサハ種々アレトモ其ノ大ナルモノト雖、六畳二室ヲ超ユルハ稀



ナリ、建具ヲ備フルモノニアリテモ修理ヲ施サ、ルモノ甚タ多シ、之ヲ要スルニ住居ハ辛フシテ雨露ヲ凌クニ足ルト云フノ外ナシ

食物ハ大抵麦飯ニシテ、而モ米麦ノ割合ハ麦半分ヲ混スルハ優良ノ部ニシテ、米二分ニ麦八分ヲ混スルモノ多シ、麦飯ニ野菜、豆ノ類ヲ混シ雜炊ヲ作りテ食スル者又ハ粥ヲ用フル者アリ、副食物トシテハ多クハ野菜、漬物ノ類ニシテ粗悪ナル乾魚塩魚ノ類スラ膳ニ上ルコト極メテ稀ナリ

衣服ハ木綿ノ頗ル粗末ナルモノニシテ僅カニ寒暑ヲ防クニ止マル、而モ新調スルハ稀ニシテ多クハ古着ヲ買取リ又ハ篤志者ノ恵与ニ依ルヲ常トス、夜具ノ（…）

### 【6-2】琵琶湖遊覧設備に対する私見

【大お1-3 (6)】

琵琶湖遊覧ニ対シ之レガ設備ノ方法ハ分チテ二トナスヲ得、乃チ一ハ琵琶湖全般ニ対スルモノニシテ、他ハ局部的ノ設備ナリ、而シテ湖国全般ニ対シテハ各方面ニ研究ヲ要スト雖モ、第一ニ舟車ノ連絡ヲ計ルヲ主トシ交通不備ノ為メ旅客ヲシテ徒ラニ途中時間待ヲナシ不愉快ナル時間ヲ空費セシメザランコトニ注意スベキナリ、次ニ湖上周遊ノ際ニハ途ニ送迎スル各地ノ名所旧蹟ニ就テ之レガ説明ヲ徹底セシムルノ方法ヲ講ジ、所謂通り一片ノ見物ニ止メシメズ充分ニ之レガ因縁由来ヲ述ベテ印象ヲ深カラシメ、以テ本邦唯一ノ名湖タル實際ヲ宣伝セシムルノ一助トナスニアリ、他ノ一法ハ乃チ琵琶湖ヲ背景トシテ所々ニ存在セル局部的名勝地ノ開発ヲ計ルモノニシテ、本県ハ如何ニ湖辺ノ風光ヲ世上ニ誇ルト雖モ只単ニ誇ルノミヲ（…）

### 【6-4】保勝会保存会等の指導に関する件

【大せ34 (8)】

史蹟名勝等ノ保存ニ関シ、従来有志者ニ於テ保勝会、保存会、史談会等ヲ設ケタルモノ其ノ数僅少ナリシモ、史蹟名勝天然記念物保存法ノ施行以来、其ノ数漸ク多キヲ加フルニ至レルハ洵ニ欣フヘキ事ニ属ス、然レトモ此等ノ会ノ中ニハ単ニ其ノ地方繁栄ノ具ニ供スルヲ目的トシテ史蹟名勝等ノ地形ヲ変更シ、旧来ノ工作物ヲ移設又ハ改設シ、甚シキニ至リテハ右ニ擬シテ工作物ヲ新設シ、徒ニ俗眼ヲ眩惑シテ衆庶ノ来遊ヲ阻ラムトスルカ如キアリテ、現状ノ維持ヲ目的トスル保存法ノ精神ニ悖戻スルモノ往々之アルハ甚遺憾ニ堪ヘサル所ナリ、諸君ハ既設ノモノハ勿論今後設立スルモノニ対シ

テモ法ノ精神ニ基キ保存ヲ全フスヘキ様、篤ト指導セラレムコトヲ望ム

### 【6-5】矢橋保勝会 服部浄信嘆願書 【大せ35 (8)】

過ぐる大正四年十一月不肖自ら不揣一字兒童の思想善導に資すべく、帰帆日曜学校を經營し尔来今日に及び候、然してこれが附帯事業として古来八景にその名を得し、湖南唯一の名勝たる矢橋浦の荒廃をして、聊にても旧時の状態に復せしめ、数多き諸国よりの来訪者をして唾してその不潔と俗化をさげばしむるを防ぐべく、矢橋保勝会を企画し、各方面の援助を得て將にその実を挙げんとするに当り、或事情のもとに事業の発展を阻止せられ、遺憾ながら荏苒今日に至り申候、只劇界に名を知られたる梅川の旧趾を調査し、これを復旧し小公園を設置し得たるに止まり申候、然るに今回滋賀県保勝会の成立を見、直に盲亀の浮木に会ひたる如く、大に人意を強く致し申候、何卒此際矢橋湖岸の風景をして、近江八景の名に恥ぢざるべく貴会の御力に憑み申候、夕照は鉄橋に晴嵐は煙突に秋月は電鉄に將に風景の真面目を破壊し去られんとするの時、特に名のみなる帰帆の野趣のみこれ保勝し、八景の名を汚さざる迄の御配慮仰ぎ□、爰に失礼を不肖矢橋保勝会企画者の一人として謹て奉嘆願候也

大正九年七月二十九日

栗太郡老上村大字矢橋

帰帆日曜学校担当者服部浄信 印

滋賀県保勝会長島内三郎殿

### 【6-6】湖南勝区縮小に付請願書 【明せ106 (1)】

青山四周緑樹境ヲ繞リ中ニ琵琶ノ大湖ヲ湛フル本県風光ノ美、山水ノ麗真ニ理想的水国ノ特性ヲ具備シ、加フルニ幾多ノ史蹟名勝ト所謂時代ノ鏽トハ琵琶湖ノ天然ニ絶大ノ価値ヲ与フルモノナリ、之レ本県ニ於テハ史蹟名勝天然記念物保存法ニヨリ大正十年八月三十日県告示第一号ヲ以テ仮指定セラレタル所以ナリ

琵琶湖ヲ国立公園トシ遊覧の施設ヲナシ世界ノ公園トシテ誇ルハ決シテ不可ナルニアラズト雖トモ、本県ノ富ヲ増殖スル為メニハ須ク工業施設ニ俟タサルベカラス、凡ソ工業ノ重ナル要素ハ原料、動力及労力ナルコトハ勿論ナレドモ、大工業ヲ支配スルカハ交通ノ利便ガ最モ重大ナル關係ヲ有スルモノナリ、湖南ノ地交通至便且ツ琵琶湖ノ水質ハ纖維（…）





## 催し物案内

### 【企画展示】

「琵琶湖の水をめぐって」

—南郷洗堰から琵琶湖総合開発まで—

1月30日(月)～4月20日(木)

琵琶湖総合開発を中心に、戦後の琵琶湖の水をめぐる歴史を、歴史公文書等から振り返ります。

## 利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

### 【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

\* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

### 【その他の利用】

- ・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。
- ・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。



### 《アクセス》

- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。

滋賀のアーカイブズ 第13号  
令和5年（2023年）3月31日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel：077-528-3126

Fax：077-528-4813

Mail：archives@pref.shiga.lg.jp